

令和3年度 市県民税及び国民健康保険税に係る 申告期限の延長について

税務課では、3月15日（月）まで市県民税・国民健康保険税申告相談を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**4月15日（木）まで申告相談の期限を延長**することとなりました。

延長期間等は以下のとおりです。予約制とさせていただきますので、ご注意ください。確定申告書の提出は高鍋税務署へお願いします。

1. 延長期間 3月16日（火）～4月15日（木）
（土日・祝日は除きます。）
2. 相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
（正午から午後1時は除きます。）
3. 受付会場 市コミュニティセンター 2階 図書室
4. 予約方法 電話予約もしくは窓口で直接申込み
市民税係 32-1009
5. その他
 - ・予約された方を優先します。
 - ・相談1週間前からの予約となります。
 - ・相談時間は1枠30分とさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむなく予定を変更する際には、市ホームページにてその旨ご連絡いたしますので、ご確認ください。

（文書取扱：税務課 市民税係）

新型コロナウイルス感染症対策 「事業所経営継続応援給付金」のご案内

宮崎県独自の緊急事態宣言により、厳しい経営環境に直面している事業者の事業継続を支援するため、売上げが減少した商工業者に給付金を支給します。

1. 対象事業者の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月と2月において、売上高の減少率等が以下のいずれかに該当する事業者
 - ・1か月の売上高が前年同月比で50%以上かつ10万円以上減少
 - ・1月と2月の売上高の合計が前年同期比で30%以上かつ12万円以上減少
- (2) 飲食店向けの営業時間短縮要請に伴う協力金を申請する予定がなく、現に受給していないこと
- (3) ①西都市内に事業所がある商工業者（小規模事業者に限る）
②市内に本社機能を有する中小企業
③本市の誘致企業

2. 支給額

以下の①と②の合計額を支給。一事業所あたり最大35万円まで。

- ①基本額 一律20万円
- ②従業員加算額 1人あたり3万円（上限5人・最大15万円）
※従業員については、雇用保険の掛金を納付している者が対象

3. 補助申請の期間

5月10日（月）まで

※当面の間、郵送のみの受け付けとなります。申請に必要な様式は、市ホームページに掲載するほか、ご希望される場合は、関係書類を郵送いたします。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3222）

高等学校等就学支援金の申請は マイナンバーカードで

高等学校等就学支援金は、国の授業料支援の仕組みです。高等学校入学時等にマイナンバーカードを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、3年間（定時制・通信制は4年間）、原則手続き不要です。

※通知カードは原則として使用できません。

■問合せ

県立高校：高校教育課 管理担当 0985-26-7237

私立高校：みやざき文化振興課 文教担当 0985-26-7118

マイナンバーカードの作成はお済みですか

マイナンバーカードをまだ取得していない方に対し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がQRコード付き交付申請書(白色封筒)を3月までに順次発送します。今回送付されるQRコード付き申請書を使い、スマートフォンなどから申請ができます。また、QRコード付き申請書がなくても、市民課や各支所で新規申請(無料写真撮影付き)ができます。必ず事前に**電話予約**をお願いします。

※マイナンバーカードは、申請してからできるまでに約1カ月かかります。

- | | |
|---------------|----------------|
| ●市民課 35-3020 | ●穂北支所 43-1113 |
| ●三納支所 45-1111 | ●都於郡支所 44-5222 |
| ●三財支所 44-5111 | ●東米良支所 49-3031 |

平日昼間に都合がつかない方は、休日・夜間に市民課で申請等ができます

■日時：3月14日(日)・28日(日) 9時～15時

3月29日(月)・30日(火)・31日(水) 17時～19時

※ただし、17時以降は照明の関係で新規申請は受け付けできません。

■予約・問い合わせ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

(文書取扱：市民課、総合政策課、教育政策課)

「令和3年度水質検査計画(案)」を公表します

水道事業者は、水道法の規定により毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定し、公表することとされています。水質検査計画とは、水源や水道施設の特性と過去の水質検査結果をもとに安全な水道水を供給するために実施すべき検査の項目と検査地点、回数などを定めたものです。上下水道課では、この計画に沿って水質検査を行い、その結果を公表するとともに、翌年度の検査計画に反映させます。

【閲覧場所】

- 上下水道課
- 市情報コーナー
- 市ホームページ くらし「上水道」

<https://www.city.saito.lg.jp/kurashi/jogesuido/>

(文書取扱・問合せ：上下水道課 水道工務係 43-1326)

公共下水道事業計画の変更案の縦覧について

西都市では、下水道法施行令第3条の規定に基づき公共下水道事業計画の変更案の縦覧を行います。なお、当該事業計画の変更案については、縦覧期間満了の日まで、市に意見書を提出することができます。

【計画の名称】西都市公共下水道事業

【変更の概要】島内地区の認可削除に伴う事業計画区域の縮小及び杉安・下水流・寺原地区計画の見直し

【縦覧期間】3月5日(金)～19日(金) ※土日を除く。
8時30分～17時15分

【縦覧場所】上下水道課(市役所西庁舎2階)

(文書取扱・問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326)

令和2年農地賃借料について

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。
なお、この金額はあくまでも昨年の実績をお示しするものです。実際に決められる際には、貸し手・借り手の双方でよく話し合いをしてください。

締結(公告)された地域名	田の部				畑の部			
	平均値	最高額	最低額	データ数	平均値	最高額	最低額	データ数
妻	11,400円	15,000円	3,800円	37	27,500円	40,000円	15,000円	5
穂北	10,100円	13,000円	10,000円	23	14,800円	25,000円	5,000円	23
三納	14,900円	20,000円	12,000円	14	6,800円	12,000円	5,000円	4
都於郡	10,000円	15,000円	5,000円	5	—	—	—	—
三財	11,400円	17,000円	5,000円	34	10,500円	12,500円	10,000円	5
東米良	—	—	—	—	—	—	—	—
参考 西都市全域	11,500円	20,000円	3,800円	113	15,100円	40,000円	5,000円	37

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 必要データ数は、地区・区分ごとに4件以上となっており、4件未満の区分等については、データ無しとして計上していません。
3. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
4. 「参考 西都市全域」の平均額は、平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
5. 地域単位で集団的に中間管理事業に取り組んでいる賃貸借契約については算入していません。

※ハウス施設については、貸し手・借り手の双方でよく話し合いをして決定してください。

令和3年度農作業標準料金について

※農作業標準料金は、一つの目安です。参考としてご活用ください。
 ※農作業標準料金のうち、「一般作業」以外は税抜きで記載しています。
 ※農地の状況により、「頼む人」「頼まれる人」の話し合いで料金を決定してください。

作業区分	単位	金額(円)	備考
時間賃金	1時間	793	
一般作業	8時間	6,400	
荒田耕起	10a当	5,000	
荒代	10a当	3,000	
機械畦ぬり	1m当	50	
植代	10a当	4,000	
田植	機械植	10a当	5,600
	側条施肥	10a当	6,000
コンバイン刈取	10a当	13,400	補助員別途
バインダー刈取	10a当	6,000	
ハーベスター	10a当	4,500	
定置脱穀	1袋	300	コンバイン袋(30kg)
稲わら梱包	10a当	5,000	

(文書取扱・問合せ：農業委員会 43-3595)

桜川沿いの桜を植え替えています

平成29年及び30年に、桜川沿いの桜の健康状態を調査したところ、51本中17本に異常があることが分かりました。また、台風によって毎年数本が倒れている状況にあります。

このままでは、桜川の桜が無くなってしまう可能性があるため、令和元年から桜の更新に取り組んでいます。

伐採する桜は、調査の結果異常があったもの、見た目でも元気がなく枯れや樹皮にヒビ割れがあるもの、木と木の間隔が近いもの等を基準に決めました。新しく植える桜は、育成環境を改善するため、間隔をあけて植えていきます。

【更新内容】

令和元年度 伐採6本、植栽8本
 令和2年度 伐採5本、植栽4本

また、桜川沿いの遊歩道は、歩道上の花壇を撤去し、開放的な雰囲気になりました。

ボランティア活動として、「桜川を憩いの場にする会」が、毎月第1日曜日の朝7時からゴミ拾い、周辺住民の方が歩道沿いに花を植えていただいています。

憩いの場としてテラスやベンチを設置しましたので、ぜひ歩いてみてください。

(文書取扱・問合せ：商工観光課 都市デザイン係 43-1321)

犬・猫は正しく飼いましょう

犬や猫などのペットに関する苦情が増えています。ペットを飼われる方はルールとマナーを守り責任をもって飼いましょう。

○ふん尿を片付けてください。場所にも配慮を

公共の場や私有地などへのふん尿の放置はルール違反です。特に庭や門柱、塀などにふん尿をされて困っているとの苦情が寄せられています。

散歩前に自宅で済ませておくことが理想ですが、外で排泄される場合は場所に十分配慮し、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

○放し飼いはやめ、猫は室内で飼いましょう

放し飼いにされた犬猫が庭やゴミ集積所を荒らしたり、ふんをしたりするなどの苦情が寄せられています。

犬や猫の放し飼いは人に迷惑をかけるばかりでなく、交通事故など犬猫自身にも危険が及びます。犬は必ずつないで、猫は室内で飼いましょう。

○つないだら常に点検・確認を忘れずに

犬をつないでおく時は、首輪が抜けたり、リードが外れたりしないように常に点検をし、犬が放れないかの確認をしましょう。また、リードなしでの散歩はやめましょう。

もし飼い犬が人を咬んだ場合は、被害者を救護し、保健所か警察に届けましょう。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

令和3年春季全国火災予防運動

3月1日(月)～7日(日)

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、全国一斉に**春季全国火災予防運動**が展開されます。

西都市消防団ではこの期間中、防火パレードを行うとともに、市民の皆様のお宅にお伺いして火災予防についての広報活動を実施します。

〈2020年度全国統一防火標語〉

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

〈住宅防火 いのちを守る 7つのポイント〉

－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

〈住宅用火災警報器について〉

住宅用火災警報器は、適切に維持管理されていても電池切れや劣化したものが見受けられるようになりました。定期的に点検をされ、電池交換又は警報器の交換をお願いします。取り替えの目安は10年です。なお、消防本部・市消防団によるあっせん販売は行っておりませんので、悪質商法(訪問販売等)にご注意ください。

(文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 予防係 43-2477)

かけがえのない大切な命を守るために ～3月は「自殺対策強化月間」です～

◎自殺の現状と「自殺対策強化月間」について

日本では年間1万9千人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺者は190人と、平成30年の204人と比べて14人減少しました。ピーク時の平成19年の394人からほぼ半分以下です。

宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を一貫して上回っており、令和元年は17.8人（前年より1.2人減、全国で8番目に高い）となっています。

自殺が深刻な社会問題となっている現状の中、全国では毎年3月に「自殺対策強化月間」として、自殺防止を呼び掛ける取り組みが行われています。

◎自殺の原因・動機

宮崎県の自殺の原因・動機別自殺者数の割合は、「健康問題」が圧倒的に高く、その内訳を見ると、「うつ病」をはじめとする精神疾患が全体の5割以上を占めています。

「うつ病」の背景には、「経済・生活問題」や「勤務問題」「家庭問題」等の様々な要因が潜んでいると思われます。

◎新型コロナウイルス感染症に関する「心のケア」の相談窓口について

新型コロナウイルス感染症による環境の変化で、気づかないうちにストレスや疲れがたまっている人が増えています。

不安な気持ちは誰かに話すなどのセルフケアが大切です。

《相談窓口》 宮崎県精神保健福祉センター 0985-27-5663
ホームページ <http://seihocenter-miyazaki.com>

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
時 間：8時30分～17時15分

◎私たちができること

自殺を考える人は、「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じています。

- 自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは・・・
- 《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。
 - 《 傾 聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。
 - 《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。
 - 《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

◎「こころの健康と自殺予防展」を行います

こころの健康を保つための方法やこころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関する展示やパンフレットの配布・関連図書のご紹介を行います。ぜひお立ち寄りください。

期間：2月28日（日）～3月31日（水）

場所：西都市立図書館 ※毎週月曜日は休館日です。

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか？

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

【宮崎气象台】 天気に関する問合せ受付時間の変更について

宮崎气象台より、天気に関する問合せ受付時間の変更案内がありましたので、お知らせいたします。

令和3年4月1日より、宮崎地方气象台の「天気に関する問合せ（0985-25-4031）」の受付時間が変わります。
変更後の受付時間は、平日8時30分～17時15分です。
夜間・休日は、自動音声による気象情報（0985-25-8080）をご利用ください。

（文書取扱：危機管理課）

「業務改善助成金」低額コース新設のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。コロナ禍において大幅な賃上げが難しい中でも、賃上げの取組を支援する低額（20円）コースが新設され、申請を受け付けています。

事業場内最低賃金を20円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○申請期限：3月31日（水）

【助成金申請に関する問合せ先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821

【助成金内容に関する問合せ先】

みやざき働き方改革推進支援センター 0120-975-264

【最低賃金に関する問合せ先】

宮崎労働局 労働基準部 賃金室 0985-38-8836

（文書取扱：商工観光課）

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

令和2年度の国民年金保険料は、一ヶ月16,540円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料についてご不明な点がございましたら、高鍋年金事務所にお尋ねください。

【問合せ先】高鍋年金事務所 0983-23-5111

（文書取扱：市民課 年金係）

令和2年度西都市民会館自主事業
柱大黒15周年記念落語会
～柱大黒と愉快的仲間たち～

開催決定！『柱大黒の15周年記念落語』

宮崎各地で笑いを沸かしている柱大黒と西都市出身で落語を学んでいる「ひむか亭とびうお」を含む愉快的仲間たちの落語会を行います。笑って福を呼び込みませんか。

来館時は健康調査後の入館、マスクの着用、客席は空間を広く取り、換気を行いながら新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行います。

50席限定の為、入場整理券が必要になります。詳しくは西都市民会館までお問合せください。

- 日 時 3月13日(土)
開場：13時30分 開演：14時
- 出演者 柱大黒、柱大輔、柱小大黒、ひむか亭とびうお
- 入場料 無料 ※入場整理券配布中。西都市民会館のみの取り扱い。
- 会場 西都市民会館ロビー
- お問合せ 西都市民会館 43-5048

※新型コロナウイルスの影響により内容変更・中止の場合もございます。
変更の場合は会館前掲示板、フェイスブックでご報告いたします。

その他、いろいろな情報を発信しております。

- 西都市民会館ホームページ <http://fep6.jp/>
- 西都市民会館フェイスブック (YouTube始めました)

(文書取扱：社会教育課)

2021みやざき春の就職応援フェア
開催のお知らせ

大学等1～3年生に対するキャリア教育の一環として、また2021年3月高校・大学等卒業予定者及び一般求職者（公的職業訓練修了者（終了予定者を含む））に対する就職支援として、魅力ある県内企業との出会いの場を提供するため、以下の日程で就職応援フェアを開催します。

【開催日時】 3月19日(金)
12:00～15:30 受付
13:00～16:00 企業アピールタイム

【会場】 シーガイアコンベンションセンター
4階 サミットホール

【参加企業】 80社程度

【参加対象者】 令和3年3月大学等もしくは高校卒業予定者
令和4年3月以降大学卒業予定者
一般求職者（職業訓練生）
保護者及び学校関係者

【参加料】 無料

【その他】 事前申込みや履歴書の準備等は不要です。
新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止とさせていただきます。

【問合せ先】 宮崎労働局 職業安定課 0985-38-8823

(文書取扱：商工観光課)

会計年度任用職員（支所窓口業務）の 募集について

募集人員	支所（都於郡）窓口業務 会計年度任用職員 1名
業務内容	住民票及び戸籍等各種証明書の発行など
任用期間	4月1日～令和4年3月31日 ※次年度も同様の職があり、勤務成績が良好である場合、再度任用されることがあります。
募集期間	3月1日（月）～19日（金） （土日・祝日を除く。8時30分～17時15分）
報酬	時給925円以上
勤務時間	週4日（月曜日～金曜日の間で1日休み） 8時30分～17時15分の間で週30時間の範囲内 ※詳細についてはお問合せください。
福利厚生	社会保険（健康保険・厚生年金保険）・労災・雇用保険・期末手当・通勤手当（2km以上）・有給休暇制度あり
応募資格	健康で市税等の滞納のない方 パソコン操作のできる方
応募方法	市販の履歴書に顔写真を貼付し、必要事項を記載の上、期間内に市民課に提出
採用方法 問合せ先	面接による選考 ※面接の日程及び結果は直接連絡します。

（文書取扱・問合せ：市民課 戸籍住民係 32-1023）

葉たばこ乾燥作業員募集のお知らせ

西都市葉たばこ生産組合では、以下のとおり作業員を募集します。

- 募集人員 作業員 10名
- 募集期間 4月15日（木） 17時まで
- 募集方法 下にある問合せ先まで直接電話にて申込みください。
履歴書は面接時に提出していただきます。
- 資格要件 健康な方
資格、免許等は特になし
年齢制限なし
- 選考方法 面接により選考します。
※面接の日程・結果については直接連絡します。
- 雇用期間 4月28日（水）～7月30日（金）
- 勤務内容 葉たばこ乾燥施設での乾燥・調整作業
- 勤務条件 ○賃金 時給870円～（経験者優遇）
○勤務時間 8時～17時
※1時間毎に休憩あり
※その他、休暇等は応相談
○勤務地 三財たばこ共同乾燥場
西都市大字下三財外原8002-12
- 問合せ先 西都市葉たばこ生産組合 担当：長友
080-5219-7851

（文書取扱：農林課）

西都市市民協働推進委員会委員を公募します

「西都市市民協働推進委員会」は、西都市市民活動推進条例に基づき設置され、市民の皆さまの幅広い意見をお聞きし、市民と行政との「協働によるまちづくり」を推進するための委員会と位置付けております。

この度、令和3年3月末日をもって現委員の任期満了に伴い、新たな委員を若干名公募いたします。市民活動や市民協働の推進に向け、積極的に取り組んでいただける方の参加をお待ちしております。

1. 職務内容 市民活動並びに市民協働の推進に関し、調査、研究、審議などを行います。
会議は年5回程度、原則として平日日中に行われます。
2. 募集人数 若干名
3. 任 期 4月1日から2年間
4. 公募資格 以下の条件のすべてを満たす方
 - ①西都市内に居住又は通勤、通学する方
 - ②20歳以上の方
 - ③国及び地方公共団体の議員、職員ではない方
 - ④市民と行政の協働について関心があり、積極的な参画意欲がある方
 - ⑤委員会に出席可能な方
5. 応募方法 「西都市市民協働推進委員会応募用紙（公募用紙）」に必要事項を記入の上、市民協働推進課に提出してください（持参・郵送・FAX・メール可）。応募用紙は市情報コーナー及び市民協働推進課にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
6. 募集期間 3月16日（火）※必着
7. 委員選考 応募用紙の内容に基づき審査を行い、委員を選考いたします。選考結果は各個人にご連絡し、委員に選任された方の氏名を公表します。

（文書取扱・問合せ：市民協働推進課 43-1204）

西都市少年消防クラブ員を募集します

西都市少年消防クラブでは、令和3年度（第10期生）クラブ員を募集します。西都市少年消防クラブでは、消防の仕事や火災予防に関心を持つ少年少女が防火・防災について学び、地域防災のジュニアリーダーとして活動することで、将来の防火・防災の担い手を育成することを目的としています。

そして、クラブ員が学んだ防災の知識を家庭や学校、地域に広めることで地域防災力の向上を図ることを目指しています。

- 募集対象 令和3年度に西都市内の小学4年生から6年生になる児童
※その他少年団活動等をされていても入団できます。
- 活動内容 火災・救急・救助活動の模擬体験や防火広報活動、宮崎県防災救急ヘリコプター等の視察など
※活動は月1回程度、休日（土曜日、日曜日の午前中など）に行います。
- 活動場所 消防本部及びその他防災施設
- 申込期間 3月1日（月）～19日（金）※土日・祝日除く。
- 受付時間 8時30分～17時15分
応募者には消防本部で受付後に申込書を送付します。
- その他 活動に際しての会費等は必要ありません。活動の際の事故やけがに対処して、共済制度があります。
※今年度は学校を通じての募集はいたしません、公募のみとさせていただきます。申込者多数の場合は調整をさせていただきますことでもあります。

（文書取扱・問合せ：消防本部 警防課 43-2466）

令和3年度「道路ふれあい月間」標語募集

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進していますが、この一環として、令和3年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

◆募集テーマ◆

道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきましょう。

◆応募資格◆

小学生以上の方が応募できます。

◆応募期間◆

3月26日（金）まで ※必着

※応募方法など詳しくは、国土交通省道路局「道路ふれあい月間」のホームページ (https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000109.html) または以下までお問合せください。

【問合せ先】国土交通省 道路局 道路交通管理課 総務係

03-5253-8111

(内線) 37423・37424

(文書取扱：建設課)

令和3年度療育手帳巡回相談の実施について

宮崎県中央児童相談所による療育手帳巡回相談が次のとおり行われます。

【相談内容】療育手帳の新規取得者に関する相談および療育手帳の再判定を相談対象とします。その他の相談につきましては、児童相談所の担当までご相談ください。

【実施月】年6回

6月、10月、2月は西都市保健センター

4月は都農町・都農町社会福祉協議会

8月は高鍋町・コンフォール健康センター

12月は川南町・川南町役場内

※西都市にお住まいの方でも児湯郡会場で相談することができます。

【対象者】児童相談所への来所が困難な方

※交通手段がない方、疾病等により移動に困難を要する方など

【申込先】福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所)

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。
相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

○日 時 3月16日(火) 10時～15時

○場 所 市民協働推進課 相談室
(西都市コミュニティセンター1階)

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日午前8時30分から17時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局 人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから(大人・子ども共通)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

西都市地域子育て支援センターつばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です。利用料は無料です。

〈3月の行事予定〉 **行事はすべて予約制となります。**

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更または中止となる場合があります。

- 1日(月) 3月の製作(今月中随時)
- 2日(火) 助産師さんに聞いてみよう① AM10:00～12:00
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
- 3日(水) ひなまつり会 AM10:30～
- 5日(金) リトミック♪ AM10:30頃～
- 8日(月) 給食試食会 ※1食350円
- 10日(水) ベビーフォト体験会 ※参加費500円
- 11日(木) 誕生会(3月生まれ) AM10:30頃～
- 15日(月) 助産師さんに聞いてみよう② AM10:00～12:00
- 17日(水) アタッチメントベビーマッサージ
AM10:30頃～ ※参加費500円(オイル代込み)
- 18日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
- 19日(金) つばさ館カフェ AM10:30頃～ ※参加費200円
- 22日(月) スクラップブック(要写真) 今月中随時
- 24日(水) ベビーフォト体験会 ※参加費500円
- 25日(木) 給食試食会 ※1食350円
- 26日(金) つばさ館カフェ AM10:30頃～ ※参加費200円
- 30日(火) 親子クッキング AM10:30頃～ ※参加費150円

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)

【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079

【利用時間】月曜～金曜: 9時～15時、土曜: 9時～12時(育児相談可)

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談をお受けします(随時)。

【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)です。

詳しくはお電話ください。(文書取扱：福祉事務所)